

# 地域集会施設の活用方針

～施設再編計画のうち、  
主に地域に機能を提供している集会施設に関する取組～

平成31年（2019年）2月

旭川市

## 目 次

集会施設について	P 1
第 1 章 地域集会施設の活用方針について	
1 取組の必要性	P 2
2 取組の進め方	P 2
3 活用方針の位置付け	P 4
4 検討の進め方	P 4
5 施設再編計画の概要	P 5
第 2 章 地域集会施設の現状等について	
1 建物性能の状況	P 6
2 利用状況	P 8
第 3 章 取組の考え方について	
1 取組の基本的な考え方	P 11
2 取組の方向性	P 11
3 主な検討項目と進め方	P 11
3-1 公民館の位置付けの整理及び 生涯学習活動の場の確保	P 12
3-2 利用者負担	P 14
3-3 減免	P 16
3-4 運営に関する事項	P 18
4 その他関連する取組	P 19
参 考  これまでの検討の経過	P 20

## 集会施設について

本市は、市民が多様な活動をするための場所として、ときわ市民ホールや住民センター、公民館などの貸室としての性質を持つ施設を設置しており、公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）において、それらの施設を集会施設として総称しています。

### 1 公の施設

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設で、法律又は条例を根拠として設置しています。

設置根拠	施設名
旭川市ときわ市民ホール条例	ときわ市民ホール
旭川市勤労者福祉総合センター条例	勤労者福祉会館，建設労働者福祉センター
旭川市市民活動交流センター条例	市民活動交流センター
旭川市住民センター条例	東部住民センター，北部住民センター，永山住民センター，神居住民センター
旭川市地区センター条例	末広地区センター，豊岡地区センター，忠和地区センター，啓明地区センター，神楽岡地区センター，新旭川地区センター，北星地区センター，春光台地区センター
社会教育法及び旭川市公民館条例 ※貸室を行っていないものを除く	中央公民館，永山公民館，東旭川公民館，神楽公民館，末広公民館，江丹別公民館，東鷹栖公民館，神居公民館，西神楽公民館，北星公民館，新旭川公民館，春光台公民館，愛宕公民館，東光公民館，東旭川公民館瑞穂分館，東旭川公民館日の出分館，西神楽公民館就実分館，東鷹栖公民館第1分館，東鷹栖公民館第3分館，東鷹栖公民館第4分館，神居公民館上雨紛分館
旭川市農村地域センター条例	西神楽農業構造改善センター，東旭川農村環境改善センター，旭正農業構造改善センター，永山ふれあいセンター，東鷹栖農村活性化センター
旭川市地域活動センター条例	末広地域活動センター
旭川市地区体育センター条例	東地区体育センター
旭川市生活館条例	近文生活館，市民生活館
旭川市地区会館条例	西神居会館，嵐山中央会館

### 2 その他の施設

町内会活動等のため、地域住民による管理運営団体に貸付けているもので、次の施設が該当します。

緑が丘住民センター，サニータウン貸付地，中島交友会館貸付地，錦はるかぜ公園会館，春光1・2区青少年会館，春光中央青少年福祉会館，春光6区会館（借上げ）

## 第1章 地域集会施設の活用方針について

### 1 取組の必要性

集会施設は、市民が多様な活動をするための場所として、その機能を提供しており、まちの活力を維持し、向上させるためにも、将来にわたり、必要な施設ですが、既に、建築年数経過による老朽化（管理計画の期間内に建築後 65 年を経過するもの）や耐震性の確保等（耐震診断未実施を含む）の課題がある施設が 3 割程度あり、その対応策を検討することが必要です。

これまでは、それらへの対応として、建替えや大規模改修を基本としてきましたが、少子高齢化及び人口減少の進行や公共施設を保有することに伴う財政的な負担により、建替え等について、より慎重に考えざるを得ない状況にあります。

そのため、将来にわたり保有し続ける施設を見極め、それらの施設を効率的に活用することにより、市民サービスの維持向上と財政負担の軽減を図っていくことが必要です。

### 2 取組の進め方

集会施設は、ときわ市民ホールのように市内全域から利用者が集まる施設、住民センターや公民館のように主に地域住民が利用する施設（以下「地域集会施設」という。）、さらには地域会館として複数の町内会が利用している施設があります。

そのため、集会施設を機能の提供範囲に応じて 3 つに区分し、それぞれの特性に応じて、取組を進めます。

#### （1）市内全域に機能を提供している施設

ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、市民活動交流センターの 4 施設があり、そのうち、勤労者福祉会館及び建設労働者福祉センターについては、いずれの部屋も利用率（平成 26 年度から平成 29 年度の平均）が 10%台から 40%台となっており、また、耐震性の確保について課題があります。

それらの状況を踏まえた機能の確保手法については、別途、施設再編計画において整理します。

#### （2）地域集会施設

住民センターや公民館（分館を除く）など、設置条例で見ると 6 種類 33 施設があり、比較的、規模の大きい施設においては、地域包括支援センターを設置するなど、福祉サービスの拠点としても機能しています。

市内の各地域において、市民が多様な活動をするための拠点として、今後もその機能を提供し続けることができるよう、地域集会施設の活用方針（以下「活用方針」という。）として、施設の効率的な活用に関する取組の方向性を整理します。

(3) 地域のうち、複数の町内会単位に機能を提供している施設

会館や公民館分館、貸付建物など 15 施設があり、それらの施設の中には、既に地域住民に地域会館として貸付けているものもあります。

施設再編計画において、西神居会館及び嵐山中央会館を除き、施設の位置付けを地域会館とすることを検討し、その上で、耐震性の状況などから見た建物活用の可能性や近隣の地域会館等の設置状況を踏まえながら、地域会館に関する補助制度等の見直しにより、個別に対応します。

(機能の提供範囲ごとの対象施設)

区分	対象施設	類似施設
市内全域に機能を提供している施設	ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、市民活動交流センター	—
地域集会施設	東部住民センター、北部住民センター、永山住民センター、神居住民センター、末広地区センター、豊岡地区センター、忠和地区センター、啓明地区センター、神楽岡地区センター、新旭川地区センター、北星地区センター、春光台地区センター、中央公民館、永山公民館、東旭川公民館、神楽公民館、末広公民館、江丹別公民館、東鷹栖公民館、神居公民館、西神楽公民館、北星公民館、新旭川公民館、春光台公民館、愛宕公民館、東光公民館、西神楽農業構造改善センター、東旭川農村環境改善センター、旭正農業構造改善センター、永山ふれあいセンター、東鷹栖農村活性化センター、末広地域活動センター、東地区体育センター	—
地域のうち、複数の町内会単位に機能を提供している施設	西神居会館、嵐山中央会館、東旭川公民館瑞穂分館、東旭川公民館日の出分館、西神楽公民館就実分館、東鷹栖公民館第1分館、東鷹栖公民館第3分館、東鷹栖公民館第4分館、神居公民館上雨紛分館、サニータウン貸付地、中島交友会館貸付地、錦はるかぜ公園会館、春光1・2区青少年会館、春光中央青少年福祉会館、春光6区会館（借上げ）	地域会館等

※ 地域集会施設として、表に記載している施設のほか、近文生活館、市民生活館を設置しており、さらに平成31年度に緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）が供用予定です。

それらのうち、近文生活館、市民生活館については、アイヌ文化伝承に関する事業を行っており、比較的規模が小さいため、活用方針の対象外とします。

### 3 活用方針の位置付け

平成 28 年 2 月に策定した管理計画を推進するため、計画期間を 3 期に分けて、それぞれアクションプログラムを策定し、施設再編等の取組を進めることとしています。

施設再編は、各公共建築物の将来の方向性を示す施設再編計画に基づき進めますが、中には、まず、類似施設を含めて運用上の見直しを行い、その状況を踏まえながら対応策を検討することが必要なものもあります。

活用方針及び次項で示す実施計画は、施設再編計画のうち、地域集会施設に関する取組内容を示すものです。

### 4 検討の進め方

施設の効率的な活用については、条例や法律上の施設の位置付け、利用者負担、管理運営などの制度や関連事業の見直しなど、多岐の事項において検討が必要です。

そのため、活用方針と実施計画の 2 段階に分けて、それぞれ各種市民参加の取組を経ながら取組内容をまとめていきます。

#### (1) 活用方針

施設の効率的な活用に向けた取組の考え方を中心に整理するもので、地域集会施設の現状と現状を踏まえた取組の考え方を、主な検討項目の考え方を含めて示しています。

#### (2) 実施計画

活用方針をもとに、具体的な取組内容を整理するもので、施設の効率的な活用に向けた条例等の内容と生涯学習の振興に関する取組を示す予定です。

1 現状と課題	2 取組の考え方	3 具体的な取組内容	4 実施
施設再編計画及び活用方針 (平成 30 年度策定)		実施計画 (平成 31 年度策定予定)	(2020 年度を想定)

なお、地域集会施設のうち、緑が丘地域複合コミュニティ施設（仮称）については、平成 31 年 11 月の供用開始を予定しています。そのため、まずは、「第 3 章 取組の考え方」を踏まえ、先行して関連議案等を提案し、具体的な使用料等については、必要に応じて、改正等により対応します。

## 5 施設再編計画の概要

地域集会施設について、施設再編計画において整理している各施設の将来像は次表のとおりです。

なお、区分として、「建物性能を維持するため保全計画作成」については、公共建築物のうち、施設規模や建築後の経過年数の点から、取組の効果がより期待できるものを対象として、修繕及び改修の優先度の整理と財政負担の平準化を図ることを目的として、保全に関する計画を作成することとしている施設です。

「事後保全」については、比較的、小規模な公共建築物を対象としており、特に、計画等の作成は行いません。

「機能集約し建物の廃止検討」については、地域内の公共建築物により対応することを検討しているもので、西神楽公民館（講堂）のニーズについて、隣接する西神楽農業構造改善センターの既存設備（多目的ホール）により対応しようとするものです。

「今後、対応策を検討」については、耐震性の確保や建築年数経過による老朽化の課題を持つ施設のうち、ニーズへの対応策について、別途、検討が必要なものです。

区分	対象施設
建物性能を維持するため保全計画作成	東部住民センター，北部住民センター，永山住民センター，神居住民センター，末広地区センター，豊岡地区センター，忠和地区センター，啓明地区センター，神楽岡地区センター，新旭川地区センター，北星地区センター，春光台地区センター，永山公民館，東旭川公民館，神楽公民館，江丹別公民館，東鷹栖公民館，北星公民館，新旭川公民館，春光台公民館，愛宕公民館，東光公民館，西神楽農業構造改善センター，東旭川農村環境改善センター，永山ふれあいセンター，東鷹栖農村活性化センター，末広地域活動センター，東地区体育センター，緑が丘地域複合コミュニティ施設
事後保全	旭正農業構造改善センター
機能集約し建物の廃止検討	西神楽公民館
今後、対応策を検討	中央公民館，末広公民館，神居公民館

## 第2章 地域集会施設の現状等について

施設の効率的な活用に関する検討に当たり、建物性能及び利用状況に関する現状等を、それぞれ示します。なお、それら以外の項目については、次章において、示しています。

### 1 建物性能の状況

地域集会施設のうち、中央公民館、西神楽公民館、神居公民館、末広公民館において耐震性の確保について課題があり、それらのうち末広公民館を除く3施設では、建築年数経過による老朽化により、今後、どの程度の期間、使用し続けることができるのか、見通しが持ちづらくなっています。

管理計画の期間内（2016～2039年度）の状況を見ると、その期間に建築後65年を経過する施設は3施設ですが、地域集会施設の大多数の施設（次ページ表の末広公民館から春光台地区センターまでの29施設）が建築後30年を経過するため、建物性能維持に向けた修繕のほか、少子高齢化や地球温暖化などの環境の変化への対応を目的とした改修の必要性が高まります。

さらに、将来を見ると、管理計画の期間内に建築後30年を経過する施設29施設について、建築後65年を経過する時期が集中するため、建替えそのものを抑制する、あるいは建替え時期の分散化を意識することが必要です。

（参考：建替え費用及び改修費用のシミュレーション）

管理計画の策定作業において、総務省ホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト（H25年度）」を使用して、公共施設等に係る中長期的な経費の見込みを試算しています。

公共建築物については、建築後30年で大規模改修としており、集会施設1㎡当たりの単価は、それぞれ、大規模改修が25万円/㎡、建替えが40万円/㎡としています。

それらをもとに、現行の各施設をそのまま保有し続けると仮定した場合、地域集会施設に関する現管理計画及び次期管理計画の期間内に想定される建替え費用及び改修費用は次表のとおりです。

2016～2039年度		2040～2063年度	
建築後30年経過	建築後65年経過	建築後30年経過	建築後65年経過
29施設 31,642.31㎡ 改修費用総額 約79億1千万円	3施設 2,126.97㎡ 建替え費用総額 約8億5千万円	2施設 1,783.12㎡ 改修費用総額 約4億5千万円	25施設 28,256.86㎡ 建替え費用総額 約113億円
約87億6千万円		約117億5千万円	

## (地域集会施設の現状及び将来推計)

施設名	現状					将来推計	
	建築年度	経過年数	施設形態	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震	建築後30年経過年度	建築後65年経過年度
中央公民館	1933	85	単独	931.85	●	1963	1998
西神楽公民館	1967	51	複合	432.16	●	1997	2032
神居公民館	1971	47	複合	762.96	●	2001	2036
末広公民館	1979	39	単独	692.82	●	2009	2044
東部住民センター	1982	36	複合	1,113.43	○	2012	2047
北星公民館	1982	36	単独	714.99	○	2012	2047
新旭川公民館	1983	35	単独	723.51	○	2013	2048
春光台公民館	1984	34	単独	746.72	○	2014	2049
東鷹栖農村活性化センター	1984	34	単独	1,345.96	○	2014	2049
北部住民センター	1985	33	単独	1,255.35	○	2015	2050
永山住民センター	1986	32	単独	1,260.08	○	2016	2051
愛宕公民館	1986	32	単独	730.55	○	2016	2051
神居住民センター	1988	30	単独	1,260.08	○	2018	2053
東光公民館	1988	30	複合	553.59	○	2018	2053
神楽公民館	1989	29	複合	3,633.10	○	2019	2054
末広地区センター	1990	28	単独	827.76	○	2020	2055
東旭川公民館	1990	28	複合	778.63	○	2020	2055
西神楽農業構造改善センター	1990	28	単独	1,392.07	○	2020	2055
東旭川農村環境改善センター	1990	28	複合	1,156.08	○	2020	2055
豊岡地区センター	1991	27	単独	803.56	○	2021	2056
忠和地区センター	1991	27	単独	810.75	○	2021	2056
東鷹栖公民館	1991	27	単独	1,987.08	○	2021	2056
永山ふれあいセンター	1991	27	単独	787.89	○	2021	2056
東地区体育センター	1992	26	単独	1,102.72	○	2022	2057
永山公民館	1994	24	複合	2,510.10	○	2024	2059
旭正農業構造改善センター	1994	24	単独	418.94	○	2024	2059
啓明地区センター	1996	22	単独	820.36	○	2026	2061
神楽岡地区センター	1998	20	単独	830.74	○	2028	2063
新旭川地区センター	1999	19	単独	827.63	○	2029	2064
江丹別公民館	2000	18	複合	605.89	○	2030	2065
北星地区センター	2001	17	単独	850.78	○	2031	2066
春光台地区センター	2001	17	単独	1,101.15	○	2031	2066
末広地域活動センター	2014	4	単独	763.12	○	2044	2079
緑が丘地域複合コミュニティ施設(仮称)	2019	—	複合	1,022.01	○	2049	2084

※ 耐震について、「○は耐震性あり」「●は耐震性なし又は耐震性未把握」としている。

## 2 利用状況

地域集会施設について、まず、設置条例上の類型にとらわれずに、地域まちづくり推進協議会の区域ごとに、広さ別の室数とそれらの利用率を示します(広さ別の区分は公民館の区分を使用)。

その際、利用時間帯区分について、末広地域活動センター(1時間ごと)を除き、いずれも、午前・午後・夜間の3区分であることから、利用率が67%を超えている場合は、ほぼ終日利用されていることとなります。

いずれの地域においても公民館の利用率が高い傾向にありますが、地域内の他の施設も含めてみると利用率が緩和される状況にあります。また、地域の中での設置状況を見ると、公民館を設置していない地域や地域の中でも公民館と住民センターの設置場所が偏っている状況もあるため、効率的に活用するための運用上の工夫が必要です。

設備と利用目的との関係性が強い部屋として、調理室や音楽室等があります。それらのうち、調理室については、いずれも利用率が低く、施設ごとに確保する必要性が低い状況にあります。

(地域ごとの各部屋区分の利用状況)

区分		多目的室				和室	設備と利用目的との 関連性が高い部屋
		～49㎡	50～99㎡	100～199㎡	200㎡～		
中央・ 新旭川	住・地	3室(39%)	—	—	1室(54%)	3室(36%)	調理室1室(6%)
	公	6室(39%)	3室(63%)	1室(59%)		3室(29%)	調理室2室(13%) 音楽室1室(80%)
	平均	9室(39%)	3室(63%)	1室(59%)	1室(54%)	6室(33%)	調理室3室(10%) 音楽室1室(80%)
豊岡	住・地	1室(24%)	2室(40%)	—	1室(46%)	2室(26%)	調理室1室(7%)
	公	1室(29%)	1室(51%)	1室(75%)	—	1室(35%)	調理室1室(12%)
	平均	2室(26%)	3室(43%)	1室(75%)	1室(46%)	3室(28%)	調理室2室(10%)
東光	住・地	4室(41%)	1室(51%)	1室(57%)	2室(51%)	4室(22%)	調理室2室(12%)
	公	—	4室(62%)	—	—	1室(43%)	—
	他	3室(14%)	—	1室(50%)	1室(73%)	2室(23%)	—
	平均	7室(30%)	5室(60%)	2室(55%)	3室(62%)	7室(25%)	調理室2室(12%)
北星	住・地	3室(42%)	—	—	1室(46%)	3室(21%)	調理室1室(3%)
	公	—	1室(72%)	1室(74%)	—	1室(36%)	調理室1室(22%)
	平均	4室(42%)	1室(72%)	1室(74%)	1室(46%)	4室(24%)	調理室2室(12%)
末広	住・地	1室(35%)	1室(35%)	—	1室(48%)	2室(42%)	調理室1室(12%)
	公	1室(63%)	1室(64%)	1室(87%)	—	2室(53%)	調理室1室(14%)
	他	2室(31%)	—	—	1室(41%)	—	—
	平均	4室(39%)	2室(49%)	1室(87%)	2室(45%)	4室(47%)	調理室2室(13%)
春光	住・地	1室(16%)	1室(36%)	1室(23%)	1室(83%)	1室(23%)	調理室1室(5%)

春光台 鷹の巣	住・地	3室 (17%)	—	—	1室 (65%)	3室 (35%)	調理室 1室 (3%)
	公	1室 (53%)	1室 (41%)	1室 (65%)	—	1室 (33%)	調理室 1室 (20%)
	平均	4室 (25%)	1室 (41%)	1室 (65%)	1室 (65%)	4室 (35%)	調理室 2室 (11%)
神居	住・地	2室 (47%)	3室 (29%)	1室 (24%)	2室 (37%)	3室 (20%)	調理室 2室 (4%)
	公	1室 (20%)	1室 (57%)	—	1室 (67%)	1室 (45%)	調理室 1室 (13%)
	平均	3室 (38%)	4室 (36%)	1室 (24%)	3室 (44%)	4室 (25%)	調理室 3室 (7%)
江丹別	公	—	1室 (8%)	1室 (12%)	—	1室 (4%)	調理室 1室 (2%)
永山	住・地	1室 (35%)	1室 (78%)	1室 (49%)	1室 (43%)	2室 (41%)	調理室 1室 (3%)
	公	1室 (54%)	1室 (65%)	1室 (78%)	1室 (88%)	1室 (67%)	調理室 1室 (23%)
							工芸室 1室 (45%)
	農	—	1室 (3%)	—	1室 (49%)	1室 (2%)	農産加工室 1室
	平均	2室 (44%)	3室 (48%)	2室 (58%)	3室 (58%)	4室 (37%)	調理室 2室 (13%)
						以下上記のとおり	
東旭川	公	—	1室 (31%)	1室 (60%)	—	1室 (33%)	工芸室 1室 (33%)
	農	1室 (31%)	—	—	1室 (68%)	2室 (19%)	調理室 1室 (3%)
							農産加工室 2室 畜産加工室 1室
平均	1室 (31%)	1室 (31%)	1室 (60%)	1室 (68%)	3室 (23%)	上記のとおり	
神楽	住・地	3室 (39%)	—	—	1室 (27%)	3室 (38%)	調理室 1室 (15%)
	公	2室 (76%)	3室 (73%)	3室 (80%)	1室 (76%)	1室 (68%)	調理室 1室 (40%)
							美術工芸室 1室 (68%)
	平均	5室 (53%)	3室 (73%)	3室 (80%)	2室 (43%)	4室 (45%)	調理室 2室 (27%)
						美術工芸室 1室 (68%)	
緑が丘	整備	—	—	—	—	—	—
西神楽	公	—	—	—	1室 (33%)	—	—
	農	—	1室 (39%)	1室 (53%)	1室 (60%)	1室 (20%)	調理室 1室 (6%)
							農産加工室 1室
平均	—	1室 (39%)	1室 (53%)	2室 (47%)	1室 (20%)	上記のとおり	
東鷹栖	公	1室 (16%)	2室 (36%)	1室 (58%)	1室 (74%)	1室 (17%)	調理室 1室 (8%)
							工芸実習室 1室 (8%)
	農	—	1室 (4%)	—	1室 (41%)	1室 (7%)	農産加工室 1室 食品加工室 1室
平均	1室 (16%)	3室 (25%)	1室 (58%)	2室 (57%)	2室 (12%)	上記のとおり	

※ 利用率は平成 26 年度から平成 29 年度の平均

※ 住・地は住民センター及び地区センター，公は公民館本館，農は農村地域センター，他は「末広地域活動センター」及び「東地区体育センター」

次に、1利用時間帯区分当たりの施設利用人数を見ると、神楽公民館が144人となっており、1人当たりの貸室面積も8.10㎡/人となっているなど、規模の大きい施設を十分に活用している状況にあります。

また、東光公民館については、1利用時間帯区分当たりの施設利用人数は39人ですが、貸室面積が小さいため、1人当たりの貸室面積が7.05㎡/人となっており、対象施設の中で、混雑度が最も高い施設となっています。

利用人数や混雑度の状況は、施設の立地場所に大きく左右されていますが、総じて、公民館において混雑度が高い状況にあります。

(施設ごとの混雑度の状況)

施設名	貸室面積	除外面積	貸室面積	利用人数	1利用時間帯区分当たりの施設利用人数	1人当たりの貸室面積
東部住民センター	841.84	89.89	751.95	56,106	52	14.44
北部住民センター	809.59	65.63	743.96	43,687	41	18.37
永山住民センター	878.29	58.06	820.23	78,825	73	11.25
神居住民センター	836.08	60.72	775.36	45,596	42	18.31
末広地区センター	475.12	0.00	475.12	42,835	40	11.84
豊岡地区センター	459.25	0.00	459.25	32,890	30	15.17
忠和地区センター	488.11	0.00	488.11	24,815	23	21.11
啓明地区センター	469.29	0.00	469.29	29,872	28	17.04
神楽岡地区センター	463.58	0.00	463.58	37,285	35	13.25
新旭川地区センター	463.16	0.00	463.16	37,068	35	13.36
北星地区センター	497.07	0.00	497.07	39,161	36	13.69
春光台地区センター	519.41	0.00	519.41	36,313	33	15.58
中央公民館	511.81	0.00	511.81	67,992	66	7.78
永山公民館	1,041.74	0.00	1,041.74	104,708	101	10.28
東旭川公民館	362.58	0.00	362.58	34,899	32	11.20
神楽公民館	1,165.26	0.00	1,165.26	148,653	144	8.10
末広公民館	438.51	0.00	438.51	46,081	45	9.83
江丹別公民館	308.47	0.00	308.47	3,024	3	105.42
東鷹栖公民館	959.73	0.00	959.73	44,052	43	22.52
神居公民館	418.97	0.00	418.97	31,216	30	13.87
西神楽公民館	321.66	0.00	321.66	4,483	4	74.15
北星公民館	351.52	0.00	351.52	43,307	42	8.39
新旭川公民館	391.00	0.00	391.00	21,661	21	18.66
春光台公民館	381.57	0.00	381.57	30,388	29	12.98
愛宕公民館	363.92	0.00	363.92	32,708	32	11.50
東光公民館	276.86	0.00	276.86	40,613	39	7.05
西神楽農業構造改善センター	720.56	0.00	720.56	34,817	32	22.30
東旭川農村環境改善センター	776.49	0.00	776.49	33,034	31	25.33
旭正農業構造改善センター	71.00	0.00	71.00	3,165	3	24.18
永山ふれあいセンター	333.69	0.00	333.69	9,159	8	39.26
東鷹栖農村活性化センター	617.23	0.00	617.23	15,290	14	43.51
末広地域活動センター	508.00	0.00	508.00	24,829	24	21.46
東地区体育センター	767.57	0.00	767.57	46,094	43	18.05

※ 利用人数は平成26年度から平成29年度の平均

## 第3章 取組の考え方について

### 1 取組の基本的な考え方

地域集会施設は、市内全域に機能を提供する施設や、地域にとってより身近な地域会館などと補完し合いながら、将来にわたり、まちづくりを支えるために必要な施設です。

しかしながら、今後、建替えにより現行の施設数を維持することの見通しが持てない状況のため、これまで以上に、施設の効率的な活用を検討し、少子高齢化及び人口減少の進行などの社会環境の変化に、既存施設内でのスペース確保、バリアフリー化への対応などにより、機能の確保を図っていきます。

### 2 取組の方向性

施設の効率的な活用について、これまでの目的ごとの施設整備・運用から、貸室としての機能を重視し、そこに生涯学習活動を含めた地域住民の多様な活動の場を提供する共通基盤とすることにより、全ての地域集会施設において、多様な利用目的に対応できるようにします。

### 3 主な検討項目と進め方

取組の方向性について、具体的に検討を進めるに当たり、活用方針において整理している内容と実施計画の策定作業の中で整理するものは次表のとおりです。

項目	内容及び進め方
1 公民館の位置付けの整理及び生涯学習活動の場の確保	○専用の施設を持たない場合でも生涯学習の振興が可能なのかについて、活用方針において検討項目を示した上で、実施計画の策定作業の中で整理します。
2 利用者負担	○活用方針において、使用料設定の考え方を示し、それに基づいて、具体的な額を実施計画の策定作業の中で整理します。
3 減免	○活用方針において、真にやむを得ないものに限定することを基本とすることを示し、社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体の扱いについては実施計画の策定作業の中で整理します。
4 運営に関する事項	【時間帯区分】 ○活用方針において、考え方及び条例等に反映する内容を示します。
	【開館時間】 ○活用方針において、考え方及び条例等に反映する内容を示します。
	【休館日】 ○活用方針において、考え方及び条例等に反映する内容を示します。

### 3-1 公民館の位置付けの整理及び生涯学習活動の場の確保

#### 【現状】

公民館は社会教育法を根拠としており、同法において公民館の事業が規定されているほか、他の種類の施設と比較すると、利用に当たっての制限が設けられています。公民館を含めて多様な利用目的に対応できるようにするためには、公民館の位置付けを整理することが必要であり、その際、生涯学習の振興の視点からも検討します。

#### (各施設類型の設置目的等)

施設類型	設置目的等
住民センター	地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与すること。
地区センター	※住民センターと同様
公民館	<p><b>【目的】</b> 市町村その他一定区域内の住民のために、実態生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること。</p> <p><b>【事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期講座を開設すること。</li> <li>・ 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>・ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</li> <li>・ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>・ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>・ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ul>
農村地域センター	農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の促進を図り、もって本市の農業の振興に資すること。
地域活動センター	<p><b>【設置】</b> 地域住民が自主的に地域のために行う非営利の活動を支援するとともに、地域住民の交流及び協働を促進し、もって活力ある地域社会の形成及び地域主体のまちづくりの実現に寄与するため。</p> <p><b>【事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動に関する情報の収集及び提供</li> <li>・ 地域活動に参加する機会の提供</li> <li>・ 地域活動に関する交流及び協働の促進</li> <li>・ その他市長が必要と認める事業</li> </ul>
地区体育センター	地域住民の心身の健全な発達、健康の増進並びに体育及びスポーツの普及振興を図り、住みよい地域社会を形成すること。

### 【実施計画において検討する内容】

公民館は生涯学習を振興するための社会教育施設としての位置付けを持っていますが、専用の施設を持たない場合でもその振興が可能なのかについて実施計画の策定作業の中で検討します。

その際、主な検討項目は次のとおりです。

#### 1 生涯学習活動の場の確保

共通基盤化を図ったとしても、現行の公民館事業及び生涯学習活動の場を確保するための取組を検討します。

#### 2 地域課題解決に向けた活動機会の拡大

公民館事業において人材育成の取組について、さらに地域の課題解決にも資するよう活動場所の拡がりや地域自治団体との連携強化を図っていくことを検討します。

#### 3 推進体制

特に、社会教育法に基づく公民館を持たない場合、生涯学習の振興に関する考え方や推進体制を明確にすることが必要であり、関連する取組を検討します。

今後、実施計画の策定作業の中で検討するに当たり、公民館の位置付けについて、次のような手法が考えられます。

#### (公民館の位置付けに関する検討案)

手法	内容
全ての公民館を「公民館」として位置付ける	公民館の運営面を中心に見直しし、他の類型と同様、多様な活動ができるようにします。その場合、公民館における営利事業は、限定的なものとする必要があります。 ただし、公民館をはじめとする建物性能の課題について、対応策の見通しが持ちづらくなります。
一部の公民館を「公民館」として位置付ける	公民館のうち、生涯学習活動の拠点性や地域内の施設の状況を踏まえ、一部の施設を公民館として位置付け、それ以外の公民館は共通基盤化の対象とするものです。 地域において、生涯学習活動の場を確保するための取組を併せて検討します。
全ての公民館において「公民館」の位置付けを持たない	公民館として位置付けを持つ施設は無くなり、全ての地域集会施設において、地域住民の集まりや生涯学習に関する各種講座など、多様な利用目的に対応できるようにするものです。 社会教育活動の推進体制の再構築を図ることと、地域において生涯学習活動の場を確保するための取組を併せて検討します。

## 3-2 利用者負担

### 【現状】

使用料の設定にあたり、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針※において、市費と受益者負担のコスト負担割合の明確化を図りながら使用料を設定することとしています。

地域集会施設のうち、現在、住民センター、地区センター、地域活動センター、地区体育センターについては、貸室及び共用部分に関するコスト負担割合を「市費負担割合 0%：受益者負担割合 100%」、公民館、農村地域センターについては、同じく「市費負担割合 50%：受益者負担割合 50%」に基づき、使用料を設定しています。

なお、公民館及び農村地域センターについては、使用料の設定金額自体が低いため、他の類型と比べて、使用料が大きく異なっています。

※ 使用料・手数料について、行政サービスを利用し利益を受ける方に、その利益に見合った応分の負担を求めることで、利益を受けない方との負担の公平性を確保することを目的としています。

(施設類型ごとの部屋別の使用料の状況) ※平成 30 年度の状況

施設類型	～49 m <sup>2</sup>	50～99 m <sup>2</sup>	100～199 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup> ～
住民センター	500 円：3 室 1,900 円：1 室 2,700 円：2 室	1,900 円：4 室 2,700 円：3 室	2,700 円：4 室	5,600 円：4 室
	平均 1,467 円	平均 2,243 円	平均 2,700 円	平均 5,600 円
地区センター	1,200 円：37 室	1,200 円：7 室		3,200 円：8 室
	平均 1,200 円	平均 1,200 円		平均 3,200 円
公民館	180 円：22 室	250 円：27 室	500 円：12 室	1,000 円：5 室
	平均 180 円	平均 250 円	平均 500 円	平均 1,000 円
農村地域センター	180 円：2 室	250 円：7 室	500 円：1 室	620 円：1 室 1,260 円：3 室
	平均 180 円	平均 250 円	平均 500 円	平均 1,100 円
地域活動センター	900 円：1 室 1,200 円：1 室			4,800 円：1 室
	平均 1,050 円			平均 4,800 円
地区体育センター	400 円：2 室 700 円：2 室 2,000 円：1 室		2,000 円：1 室	7,000 円：1 室
	平均 840 円		平均 2,000 円	平均 7,000 円

※ いずれも条例上の午前の使用料（上限含む）

※ 公民館の部屋区分による

【実施計画に反映する内容】

1 共通使用料の設定

多目的の貸室については、部屋の広さに応じた共通使用料を設定することとし、その際、平成 29 年度の取組指針の改訂により、いずれの施設も「市費負担割合 50%：受益者負担割合 50%」に基づき使用料を設定することを想定しているため、その考え方に基づき、設定します。

それにより、現行の住民センター、地区センター、地域活動センター、地区体育センターについては、受益者負担割合が低くなるため使用料も低くなる方向へ、公民館及び農村地域センターについては、受益者負担割合は変わりませんが現行の使用料そのものが低いため、使用料が高くなる方向へ、それぞれ改定し、共通使用料を設定します。

その際、公民館及び農村地域センターについては、現行の使用料から共通使用料までの上昇幅を考慮しながら進める必要があります。

(市費負担割合及び受益者負担割合の状況)

施設類型	現行	見直しの内容	
住民センター	受益者負担割合 100%	市費負担割合 50%	受益者負担割合 50%
地区センター	受益者負担割合 100%		
公民館	市費負担割合 50% 受益者負担割合 50%		
農村地域センター	市費負担割合 50% 受益者負担割合 50%		
地域活動センター	受益者負担割合 100%		
地区体育センター	受益者負担割合 100%		

2 貸室区分の共通化

地域集会施設の部屋区分について、現行の内容を見ると、それぞれ名称や区分の考え方が異なっています。そのため、多目的の貸室については、部屋の面積に応じて区分します。その際、現行の施設類型で見ると、公民館については既に部屋の面積で区分していることから、それらの区分を参考とし、400㎡以上の室に関する区分を新たに追加する方向で検討します。

なお、農産加工室など、設備と利用目的との関連性が高い部屋については、別途整理します。

(貸室区分の状況)

現行の公民館の区分		見直しの内容（区分の名称は仮称です）	
区分	室面積	区分	室面積
小会議室	50㎡未満	多目的室A	50㎡未満
中会議室	50㎡以上 100㎡未満	多目的室B	50㎡以上 100㎡未満
大会議室A	100㎡以上 200㎡未満	多目的室C	100㎡以上 200㎡未満
大会議室B	200㎡以上	多目的室D	200㎡以上（多目的室Eを除く）
		多目的室E （体育室）	400㎡以上（同程度の室を含む）

### 3-3 減免

#### 【現状】

減免対象について、公民館及び農村地域センターにおいては規則で定めていますが、それら以外の類型については、必要に応じて指定管理者が設けることとしています。減免対象を見ると、市民委員会、町内会、地域自治団体については、いずれの施設類型でも対象としています。

#### (現行の各施設類型の減免対象)

施設類型	減免対象	減免額
住民センター	<b>【指定管理者が規定】</b> ・ 運営団体の主催する会議及び行事 ・ 市民委員会の主催する会議及び行事 ・ 町内会の子催する会議及び行事 ・ その他指定管理者が必要と認めた会議及び行事	使用料の1.5~3割減額
地区センター	※住民センターと同様	※住民センターと同様
公民館	<b>【規則】</b> ・ 社会教育関係団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用するとき。 ・ 旭川市、教育委員会等が主催する事業に使用するとき。 ・ その他教育委員会が必要と認めたとき(生涯学習活動団体含む)	→使用料の5割減額 →使用料免除 →使用料の5割減額
農村地域センター	<b>【規則】</b> ・ 農業団体、社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用するとき ・ その他市長が必要と認めたとき	→使用料の5割減額
地域活動センター	<b>【指定管理者が規定】</b> ・ 指定管理者が特に必要と認めたとき	→減額又は免除
地区体育センター	<b>【指定管理者が規定】</b> ・ 旭川市又は旭川市教育委員会が主催するとき(体育、スポーツ行事) ・ 指定管理者が主催するとき(体育、スポーツ行事) ・ 旭川市又は旭川市教育委員会が主催するとき(体育、スポーツ行事以外) ・ 市内の中学校連盟又は高校連盟が主催するとき ・ その他市長が特に必要と認めたとき	→使用料免除 →使用料免除 →使用料の5割減額 →使用料の5割減額 →その都度定める

【実施計画に反映する内容及び実施計画において検討する内容】

使用料とともに減免についても考え方を統一することが必要です。その際、減免は、利用者の固定化や負担の公平性が損なわれることのないよう、真にやむを得ないものに限定することを基本とします。

現行の減免対象について、実施計画に反映する内容及び実施計画において検討する内容は、次表のとおりです。

<p>【実施計画に反映する内容】</p> <p>市民委員会，町内会，地域自治団体の扱い</p>
<p>いずれの施設類型においても減免対象としていますが、公民館と農村地域センターのみ、その対象や減免額を市が規定をしており、それら以外の施設類型については、指定管理者が独自に減免を定めています。</p> <p>受益者負担割合の見直しにより、いずれの施設も受益者負担割合を 50%にすることを想定していることから、市民委員会，町内会，地域自治団体については、減免について、市が規定しない方向で検討します。</p>
<p>【実施計画において検討する内容】</p> <p>社会教育団体，社会福祉団体，農業団体，生涯学習活動団体の扱い</p>
<p>公民館は、社会教育関係団体，社会福祉団体，生涯学習活動団体，農村地域センターは、社会教育関係団体，社会福祉団体，農業団体を、それぞれ減免対象としています。それらのうち、特に、生涯学習活動団体は、公民館利用者の約半数を占めており、共通基盤化に当たって、負担の公平性の点から、その扱いを整理することが必要です。</p> <p>そのため、社会教育関係団体，社会福祉団体，農業団体，生涯学習活動団体については、各地域の設置状況等も踏まえながら、減免規定によらずに助成事業による対応も含めて検討します。</p> <p>その際、併せて、減免又は助成対象の認定基準や仕組みに関する見直しも検討します。</p>

### 3-4 運営に関する事項

#### (1) 時間帯区分

##### 【現状】

末広地域活動センターを除き、午前（9～12時）、午後（13～17時）、夜間（18～22時）の3区分で運用しており、各区分の間に、それぞれ1時間の調整時間を設けています。

なお、末広地域活動センターは、開設当初から、9時から22時までにおいて、1時間単位で運営しています。

##### 【実施計画に反映する内容】

他都市では、調整時間を設けずに、1日当たり3時間の時間帯区分を4コマ設定している事例もありますが、特に、多人数が利用する場合、下足箱や駐車場の混雑などが想定されます。

その一方、午後の利用時に、15時以降の利用に対しても、4時間分の使用料を求めざるを得ないなどの状況も生じています。

そのため、現行、3区分で運用している施設が多い状況を踏まえ、当面、3区分を基本としながら、部屋の広さや利用状況に応じて、午後の時間帯の分割などの運用が可能となるよう見直しを検討します。

#### (2) 開館時間

##### 【現状】

いずれの施設も9時から22時までを開館時間としています。

##### 【実施計画に反映する内容】

施設によっては、21時以降の利用者がほとんど生じていない状況もあります。そのため、施設及び地域の状況を勘案しながら、開館時間について、21時まで開館する施設と22時まで開館する施設を設定します。

#### (3) 休館日

##### 【現状】

次表のとおり、年末年始及び祝日に関する扱いが異なります。

施設類型	休館日
住民センター	12月31日から翌年の1月3日まで
地区センター	12月31日から翌年の1月3日まで
公民館	国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで
農村地域センター	12月30日から翌年の1月4日まで
地域活動センター	12月30日から翌年の1月4日まで
地区体育センター	12月31日から翌年の1月3日まで

##### 【実施計画に反映する内容】

年末年始については12月30日から翌年の1月4日までを休館日とします。

その他祝日の扱いについては、利用実態を踏まえて整理します。

#### 4 その他関連する取組

実施計画では、前記において示した事項のほか、検討が必要なものや連携して取り組むことが必要な事業があります。それらの概要は次のとおりです。

##### (1) 機能及び設備の考え方

地域集会施設は、それぞれ多目的室や和室を備えているほか、調理室、音楽室、工芸室、農産加工室など、設備と利用目的との関連性が高い部屋を備えている施設があります。

また、施設内において、図書館分室や地域包括支援センターなど、事業実施のためのスペースを占有している施設があります。

施設の効率的な活用を図るため、機能及び設備について、地域集会施設において対応するものと地域内において対応するものに整理します。

##### (2) 管理運営手法

公民館のうち、西神楽公民館及び春光台公民館について指定管理者制度を導入しており、管理運営に特段の課題は生じていないため、今後、全ての地域集会施設において、指定管理者制度の導入を目指しますが、進め方については、地域ごとの受け皿確保の状況などを踏まえながら段階的に移行することを検討します。

##### (3) 他の施設の活用

地域集会施設の他にも、設置目的に関連して貸室を備えている公共施設があり、地域集会施設の活用とともに、それらの貸室についても、より活用が図れるよう情報提供の在り方なども検討します。

##### (4) 地域会館に関する取組の充実

少子高齢化及び人口減少が進行する中、地域住民にとって身近な地域会館について、その役割が高くなることが想定されます。そのため、地域集会施設に関する取組とともに地域会館に関する補助制度等の充実を図ります。

(参考) これまでの検討の経過

平成 29 年度	
8/22	旭川市行財政構造改革推進専門会議に設置している公共施設等総合管理計画推進専門部会 に 関係課長で構成する集会施設幹事会を設置
10/13	第 1 回集会施設幹事会
1/25	第 2 回集会施設幹事会
平成 30 年度	
4/12	第 3 回集会施設幹事会
6/6	第 4 回集会施設幹事会
6/12	総務常任委員会 ・地域集会施設に関する施設再編の検討について報告
5/17～8/29	地域まちづくり推進協議会の区域ごとに施設再編計画（案）について意見交換 ・17 回開催 参加者延 439 人 67 人から 131 件の意見を受ける（意見の中には文書で提出 を受けたものとして 1 人から 3 件を含む）
6/28	公民館運営協議会 ・地域集会施設に関する施設再編の検討について報告
10/10	第 6 回集会施設幹事会 ※第 5 回集会施設幹事会は公民館分館を議題としているため除く
10/23	総務常任委員会 ・施設再編計画（案）及び地域集会施設の活用方針（案）について附属機関に諮問する旨 の報告
10/24～11/8	行財政改革推進委員会における調査審議 ・施設再編計画（案）及び地域集会施設の活用方針（案）について調査審議
10/25～11/26	指定管理者制度導入施設における各施設運営委員会との意見交換 ・地域集会施設の活用方針（案）について各施設運営委員会と意見交換
12/3	総務常任委員会 ・施設再編計画（案）及び地域集会施設に関する活用方針（案）について、意見提出手続 きを実施する旨の報告。
11/30～1/15	意見提出手続き ・施設再編計画（案）とともに地域集会施設の活用方針（案）について意見提出手続きを 実施し、地域集会施設の活用方針（案）について、8 人から 43 件の意見を受ける。
12/17	公民館運営協議会 ・地域集会施設の活用方針（案）について報告
12/18	第 7 回集会施設幹事会
1/7～2/1	公民館利用者アンケート
1/24	第 8 回集会施設幹事会
2/22	地域集会施設の活用方針策定